

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）

（傍線部分は改正部分）

変 更 案	現 行
特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準 目次 I 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・ 1 （1）拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重・ 1 （2）公文書管理法及び情報公開法の適正な運用・・・・・・・・ 2 3 特定秘密を取り扱う者等の責務・・・・・・・・・・ 3 II 特定秘密の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （1）別表該当性・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （2）非公知性・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （3）特段の秘匿の必要性・・・・・・・・・・ 9 （4）特に遵守すべき事項・・・・・・・・・・ 9 2 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 3 指定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 4 指定の有効期間の設定・・・・・・・・・・ 12 5 指定に関する関係行政機関の協力・・・・・・・・ 12 6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程・・・・・・・・ 12 III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等・・・・・・・・ 13 1 指定の有効期間の満了及び延長・・・・・・・・ 13 （1）指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合・・・・ 13 （2）指定の有効期間の満了・・・・・・・・・・ 14 （3）有効期間の延長の周知等・・・・・・・・ 14 （4）通じて30年を超えて延長する場合・・・・ 14 2 指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 （1）指定の理由の点検等・・・・・・・・・・ 14 （2）指定の一部解除・・・・・・・・・・ 15 （3）一定の条件が生じた場合の解除等・・・・・・・・ 15 （4）解除の周知等・・・・・・・・・・ 15 （5）特定秘密表示の抹消・・・・・・・・・・ 15	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準 目次 I 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・ 1 （1）拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重・ 1 （2）公文書管理法及び情報公開法の適正な運用・・・・・・・・ 2 3 特定秘密を取り扱う者等の責務・・・・・・・・・・ 3 II 特定秘密の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （1）別表該当性・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （2）非公知性・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （3）特段の秘匿の必要性・・・・・・・・・・ 9 （4）特に遵守すべき事項・・・・・・・・・・ 9 2 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3 指定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 4 指定の有効期間の設定・・・・・・・・・・ 11 5 指定に関する関係行政機関の協力・・・・・・・・ 12 6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程・・・・・・・・ 12 III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等・・・・・・・・ 13 1 指定の有効期間の満了及び延長・・・・・・・・ 13 （1）指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合・・・・ 13 （2）指定の有効期間の満了・・・・・・・・・・ 13 （3）有効期間の延長の周知等・・・・・・・・ 14 （4）通じて30年を超えて延長する場合・・・・ 14 2 指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 （1）指定の理由の点検等・・・・・・・・・・ 14 （新規） （新規） （2）解除の周知等・・・・・・・・・・ 14 （3）特定秘密表示の抹消・・・・・・・・・・ 14

(6)	指定解除表示	15
3	指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報 を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	15
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	16
(2)	指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	16
IV	適性評価の実施	16
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	16
(1)	プライバシーの保護	16
(2)	調査事項以外の調査の禁止	16
(3)	適性評価の結果の目的外利用の禁止	17
(4)	基本的人権の尊重等	17
2	実施体制	17
(1)	適性評価実施責任者	17
(2)	適性評価実施担当者	17
(3)	関与の制限	17
(4)	留意事項	17
3	評価対象者の選定	18
(1)	名簿の提出	18
(2)	行政機関の長の承認	18
(3)	留意事項	19
4	適性評価の実施についての告知と同意	20
(1)	評価対象者に対する告知	20
(2)	同意の手続	20
(3)	不同意の場合の措置	20
(4)	同意の取下げ	20
5	調査の実施	21
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出	21
(2)	上司等に対する質問等	21
(3)	人事管理情報等による確認	22
(4)	評価対象者に対する面接等	22
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会	22
(6)	留意事項	23
6	評価	23
(1)	評価の基本的な考え方	23
(2)	評価の際に考慮する要素	24
7	結果等の通知	24
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知	24
(2)	特定秘密管理者等への結果の通知	25
8	苦情の申出とその処理	25
(1)	苦情の処理のための体制	25

(4)	指定解除表示	14
3	指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情 報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	14
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	15
(2)	指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	15
IV	適性評価の実施	15
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	15
(1)	プライバシーの保護	15
(2)	調査事項以外の調査の禁止	15
(3)	適性評価の結果の目的外利用の禁止	16
(4)	基本的人権の尊重等	16
2	実施体制	16
(1)	適性評価実施責任者	16
(2)	適性評価実施担当者	16
(3)	関与の制限	16
(4)	留意事項	16
3	評価対象者の選定	17
(1)	名簿の提出	17
(2)	行政機関の長の承認	17
(3)	留意事項	18
4	適性評価の実施についての告知と同意	18
(1)	評価対象者に対する告知	19
(2)	同意の手続	19
(3)	不同意の場合の措置	19
(4)	同意の取下げ	19
5	調査の実施	20
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出	20
(2)	上司等に対する質問等	20
(3)	人事管理情報等による確認	21
(4)	評価対象者に対する面接等	21
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会	21
(6)	留意事項	21
6	評価	22
(1)	評価の基本的な考え方	22
(2)	評価の際に考慮する要素	23
7	結果等の通知	23
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知	23
(2)	特定秘密管理者等への結果の通知	24
8	苦情の申出とその処理	24
(1)	苦情の処理のための体制	24

(2) 苦情の申出	25
(3) 苦情の処理の手續	25
(4) 苦情処理結果の通知	26
(5) 留意事項等	26
9 適性評価実施後の措置	27
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	27
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	28
10 適性評価に関する個人情報等の管理	28
(1) 適性評価に関する文書等の管理	28
(2) 行政機関における個人情報等の管理	29
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理	29
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	30
11 研修	30
12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	30
13 警察本部長による適性評価	31
(削る)	

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	31
1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	31
2 内閣総理大臣による指揮監督	31
3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	31
(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	31
(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	32
4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	33
(1) 通報の処理の枠組み	33
(2) 通報の処理	33
(3) 通報者の保護等	35
5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	36
(1) 内閣総理大臣への報告等	36
(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	37
(3) 国会への報告及び公表	37
6 その他の遵守すべき事項	37

VI 本運用基準の見直し	37
--------------	----

(2) 苦情の申出	24
(3) 苦情の処理の手續	24
(4) 苦情処理結果の通知	25
(5) 留意事項等	25
9 適性評価実施後の措置	26
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	26
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	27
10 適性評価に関する個人情報等の管理	27
(1) 適性評価に関する文書等の管理	27
(2) 行政機関における個人情報等の管理	28
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理	28
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	29
11 研修	29
12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	29
13 警察本部長による適性評価	29
14 特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	29

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	30
1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	30
2 内閣総理大臣による指揮監督	30
3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	30
(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	30
(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	31
4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	32
(1) 通報の処理の枠組み	32
(2) 通報の処理	32
(3) 通報者の保護等	34
5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	34
(1) 内閣総理大臣への報告等	34
(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	35
(3) 国会への報告及び公表	35
6 その他の遵守すべき事項	36

VI 本運用基準の見直し	36
--------------	----

Ⅶ 本運用基準の施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

【別添様式】

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	39
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	48
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	49
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	50
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	51
別添 5	質問票（適性評価）	52
別添 6	調査票（適性評価）	80
別添 7	適性評価のための照会書	85
別添 8	適性評価実施担当者証	86
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	87
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	90
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	92
別添 11	苦情処理結果通知書	95

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準

I （略）

Ⅱ 特定秘密の指定等

1 指定の要件

（略）

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

a （略）

b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。

）

ロ～ハ （略）

Ⅶ 本運用基準の施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

【別添様式】

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	37
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	46
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	47
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	48
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	49
別添 5	質問票（適性評価）	50
別添 6	調査票（適性評価）	78
別添 7	適性評価のための照会書	83
別添 8	適性評価実施担当者証	84
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	85
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	88
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	90
別添 11	苦情処理結果通知書	93

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準

I （略）

Ⅱ 特定秘密の指定等

1 指定の要件

（略）

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

a （略）

b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ロ～ハ （略）

- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
a ～ b (略)
c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であつて外国の政府等との防衛協力に関するもの
- ホ～ト (略)
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
a ～ b (略)
c bを分析して得られた情報
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
a ～ b (略)
c bを分析して得られた情報
- ヌ (略)
- 【別表第2号(外交に関する事項)】
- イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
a ～ b (略)
- ロ～ホ (略)
- 【別表第3号(特定有害活動の防止に関する事項)】
- イ～ニ (略)
- 【別表第4号(テロリズムの防止に関する事項)】
- イ～ニ (略)
- (2)・(3) (略)
- (4) **特に遵守すべき事項**
特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。
ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとすること。
イ～ウ (略)
- エ 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、特段の秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である。これを前提に、特定秘密に当たる情報が出現する前に、これを特定秘密に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関す

- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
a ～ b (略)
c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であつてアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの
- ホ～ト (略)
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
a ～ b (略)
- (新規)
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
a ～ b (略)
- (新規)
- ヌ (略)
- 【別表第2号(外交に関する事項)】
- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
a ～ b (略)
- ロ～ホ (略)
- 【別表第3号(特定有害活動の防止に関する事項)】
- イ～ニ (略)
- 【別表第4号(テロリズムの防止に関する事項)】
- イ～ニ (略)
- (2)・(3) (略)
- (4) **特に遵守すべき事項**
特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。
ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。
イ～ウ (略)
- (新規)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関す

る業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 施行令第10条第1項第1号及び第2号の規定による措置並びにⅢ 2 (4)の規定による周知等

(10)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3)・(4) (略)

(5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) (略)

4～6 (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

1 指定の有効期間の満了及び延長

(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由

る業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 施行令第10条第1項第1号及び第2号の規定による措置並びにⅢ 2 (2)の規定による周知等

(10)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3)・(4) (略)

(5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) (略)

4～6 (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

1 指定の有効期間の満了及び延長

(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由

を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。指定した特定秘密について、当該指定の有効期間が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分については指定の有効期間を延長するものとする。

以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア～オ（略）

(2)～(4)（略）

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。

特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア～オ（略）

(2)～(4)（略）

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。

（新規）

（新規）

- (4) 解除の周知等
(略)
 - (5) 特定秘密表示の抹消
(略)
 - (6) 指定解除表示
(略)
- 3 (略)

IV 適性評価の実施

1～9 (略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

- (1) 適性評価に関する文書等の管理
(略)
- (2) 行政機関における個人情報等の管理
ア～イ (略)

ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。

エ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 (略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要事項の報告を行い、また、出向又は併任（以下「出向等」という。）により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。関係行政機関の長による相互協力により、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長が、出向等元の行政機関の長に対し、出向等により特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員に係る過去に実施した適性評価の際に記入させた質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求める場合には、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長において、評価対象者からあらかじめ上記4(2)ア

- (2) 解除の周知等
(略)
 - (3) 特定秘密表示の抹消
(略)
 - (4) 指定解除表示
(略)
- 3 (略)

IV 適性評価の実施

1～9 (略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

- (1) 適性評価に関する文書等の管理
(略)
- (2) 行政機関における個人情報等の管理
ア～イ (略)

ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。

エ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 (略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要事項の報告を行い、また、出向又は併任により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

なお、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

の同意書の提出を受けるものとする。

なお、行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、上記6に基づき、総合的に判断するものとする。

また、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13 (略)

(削る)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1・2 (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。）の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ～ウ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

13 (略)

14 特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置

行政機関の長は、特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間において特定秘密の取扱いの業務を行う者について、特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を特定秘密保護法の施行前に行っていた者又は適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のいずれかに限るよう努めるものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1・2 (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

イ～ウ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1)・(2) (略)

(3) 国会への報告及び公表

ア (略)

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

Ⅵ 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

Ⅶ (略)

別添1 (略)

別添2－1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪

(1)・(2) (略)

(3) 国会への報告及び公表

ア (略)

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(新規)

(新規)

Ⅵ 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

Ⅶ (略)

別添1 (略)

別添2－1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪

及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項)について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする事。 ※該当する場合に記載

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1) 大臣が私について適性評価を実施すること。

(2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

(4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。

(5) 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間(5年(適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合)又は3年(適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合))を経過し、廃棄等されたものは除く。)は、今後、私が出向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じ、提供されることがあること。 ※行政機関の職員の場合に記載

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項)について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする事。 ※該当する場合に記載

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1) 大臣が私について適性評価を実施すること。

(2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

(4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。

(新規)

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添 2－2 (略)
別添 3・4 (略)

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添 2－2 (略)
別添 3・4 (略)

別添 5

関係者以外閲覧禁止（記入後）

質問票（適性評価）

省

別添 5

関係者以外閲覧禁止（記入後）

質問票（適性評価）

省

はじめに

- この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。
この質問票（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続きを中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取次書が提出された場合））を経過し、廃棄等されたものを除く。）は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります。
※行政機関の職員の場合に記載
- あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」に必要事項を記載した上で、この質問票で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた2つの同意書と質問票は、別添の封筒に入れて封をし、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。
- あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」に必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載要領

- ※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いた上押印又は署名してください。
- ※ パソコンを用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。
- ※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。
記載に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。
- ※ 正当な理由なく、記載すべき事項に記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。
- ※ 記載した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、 省 局 課
（住所）／電話）
までお問い合わせください。

はじめに

- この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。
- あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」に必要事項を記載した上で、この質問票で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた2つの同意書と質問票は、別添の封筒に入れて封をし、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。
- あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」に必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載要領

- ※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いた上押印又は署名してください。
- ※ パソコンを用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。
- ※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。
記載に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。
- ※ 正当な理由なく、記載すべき事項に記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。
- ※ 記載した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、 省 局 課
（住所）／電話）
までお問い合わせください。

1 基本事項

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1) 勤務先・所属部署名： ※ あなたが派遣労働者である場合は、現勤務先を記載し、派遣元事業主名は下欄に記載してください。		入省・入社年： 年 ※ 左欄の勤務先に勤務し始めた年を記載してください。	
役職・階級： 番 号： ※ 該当するものがない場合は記載は不要です。 ※ 職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号があれば記載してください。		あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名を記載してください。	
(2) ふりがな氏名： アルファベット表記： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベット表記は、旅券を保有している場合にはその記載と合わせてください。	(3) 年 月 日生(歳) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	(4) 男・女	(6) ふりがな現住所：
(5) 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。			
ふりがな旧姓・通称：	(7) ふりがな本籍：		
ふりがな旧姓・通称：			
(8) 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	(10) 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
(9) 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：			
(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)			

1 基本事項

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1) 勤務先・所属部署名： ※ あなたが派遣労働者である場合は、現勤務先を記載し、派遣元事業主名は下欄に記載してください。		入省・入社年： 年 ※ 左欄の勤務先に勤務し始めた年を記載してください。	
役職・階級： 番 号： ※ 該当するものがない場合は記載は不要です。 ※ 職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号があれば記載してください。		あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名を記載してください。	
(2) ふりがな氏名： アルファベット表記： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベット表記は、旅券を保有している場合にはその記載と合わせてください。	(3) 年 月 日生(歳) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	(4) 男・女	(6) ふりがな現住所：
(5) 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。			
ふりがな旧姓・通称：	(7) ふりがな本籍：		
ふりがな旧姓・通称：			
(8) 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	(10) 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
(9) 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：			
(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)			

1 基本事項（続き）

(11)

以下の連絡先を全て記載してください。

電話
職場：(内線) 携帯電話：
電子メール
職場：自宅：携帯電話：

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください（極力希望した連絡手段により連絡を行います、場合によっては他の手段によることもあり得ます。）。

(12)

<経歴>

a 過去10年以内に現在の勤務先以外の職歴がありますか。

☐ ある ☐ ない

- ・ 他機関・他社等に出向した経歴を含みます。
- ・ 派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。
- ・ 自営業も含みます。
- ・ アルバイトも職歴に含まれますが、1月未満のものは除きます。

職歴がある場合、過去10年以内の中学卒業後からの職歴について記載してください。「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇などあなたの望まなかった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
①	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
②	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
③	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
④	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
⑤	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		

1 基本事項（続き）

(11)

以下の連絡先を全て記載してください。

電話
職場：(内線) 携帯電話：
電子メール
職場：自宅：携帯電話：

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください（極力希望した連絡手段により連絡を行います、場合によっては他の手段によることもあり得ます。）。

(12)

<経歴>

a 過去10年以内に現在の勤務先以外の職歴がありますか。

☐ ある ☐ ない

- ・ 他機関・他社等に出向した経歴を含みます。
- ・ 派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。
- ・ 自営業も含みます。
- ・ アルバイトも職歴に含まれますが、1月未満のものは除きます。

職歴がある場合、過去10年以内の中学卒業後からの職歴について記載してください。「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇などあなたの望まなかった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
①	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
②	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
③	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
④	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
⑤	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		

1 基本事項（続き）

（(12)の続き）

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

☐

ある

☐

ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

①	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
②	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
③	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	

中退したことがある場合は、その理由について記載してください。

番号：
理由：

番号：
理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

1 基本事項（続き）

（(12)の続き）

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

☐

ある

☐

ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

①	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
②	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	
③	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業・修了 中退	

中退したことがある場合は、その理由について記載してください。

番号：
理由：

番号：
理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている事項以外の事項について調査することはありません。
これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。

(1) 配偶者

ア 現在、配偶者がいますか。

☐ 婚姻関係にある人がいる ☐ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる ☐ いない

婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
---	---	----------

オ
用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。

ふりがな
旧姓・通称：

ふりがな
旧姓・通称：

カ
ふりがな
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ
日本国籍を有していますか。
☐ 有している ☐ 有していない

ク
帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない

帰化歴がある場合は以下を記載してください。

帰化年月日： 年 月 日
元国籍名：
帰化時の住所：

ケ
外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

有していた期間（有していた場合のみ）
： 年 月～ 年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている事項以外の事項について調査することはありません。
これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。

(1) 配偶者

ア 現在、配偶者がいますか。

☐ 婚姻関係にある人がいる ☐ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる ☐ いない

婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
---	---	----------

オ
用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。

ふりがな
旧姓・通称：

ふりがな
旧姓・通称：

カ
ふりがな
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ
日本国籍を有していますか。
☐ 有している ☐ 有していない

ク
帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない

帰化歴がある場合は以下を記載してください。

帰化年月日： 年 月 日
元国籍名：
帰化時の住所：

ケ
外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

有していた期間（有していた場合のみ）
： 年 月～ 年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2) 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- | | |
|------------|---------|
| 1 あなたの父 | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母 | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子 | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 | |

※ 以下の「ア 番号」欄に該当する番号を記載してください。

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		
キ	日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		
ク	帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		
ケ	外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない		
	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		
キ	日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		
ク	帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		
ケ	外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない		
	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2) 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- | | |
|------------|---------|
| 1 あなたの父 | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母 | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子 | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 | |

※ 以下の「ア 番号」欄に該当する番号を記載してください。

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		
キ	日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		
ク	帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		
ケ	外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない		
	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ	用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		
キ	日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		
ク	帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		
ケ	外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない		
	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
③	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
③	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑤	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
↓		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑥	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
↓		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑤	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
↓		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑥	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない		↓ ↓	
↓		↓ ↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑦ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓		↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑦ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓		↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑨ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑩ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑨ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
キ ⑩ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑪ キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓		↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女
オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
⑪ キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓		↓	
帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。

「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の独身寮や社員寮における共同生活は含まれません。同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

☐ いる ☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

ア ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票に記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	
① キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない	
↓ ↓	↓	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	

ア ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票に記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	
② キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない	
↓ ↓	↓	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。

「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の独身寮や社員寮における共同生活は含まれません。同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

☐ いる ☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

ア ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票に記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	
① キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない	
↓ ↓	↓	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	

ア ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票に記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	
② キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない	
↓ ↓	↓	
外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月	帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

- 「特定有害活動」とは、
- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載をしたからといって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動及びテロリズムとの関係

ア 特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的内容
年 月～ 年 月	
活動・支援を行った理由	

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		
団体の設立目的・団体の主な活動		
あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

- 「特定有害活動」とは、
- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載をしたからといって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動及びテロリズムとの関係

ア 特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的内容
年 月～ 年 月	
活動・支援を行った理由	

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		
団体の設立目的・団体の主な活動		
あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

（(1)の続き）

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

☐ はい

☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		
団体の設立目的・団体の主な活動		
あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由		

(2) 過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

☐ いる

☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		
②	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

（(1)の続き）

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

☐ はい

☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		
団体の設立目的・団体の主な活動		
あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由		

(2) 過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

☐ いる

☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		
②	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(3) 過去10年以内に、来日する外国人（2 (1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

☐ ある ☐ ない

ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現住所	
年 月～ 年 月		

援助の具体的内容・援助した理由

(4) 過去10年以内に、2 (1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3 (2)、(3)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

☐ いる ☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			
②	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(3) 過去10年以内に、来日する外国人（2 (1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

☐ ある ☐ ない

ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現住所	
年 月～ 年 月		

援助の具体的内容・援助した理由

(4) 過去10年以内に、2 (1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3 (2)、(3)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

☐ いる ☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			
②	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(5) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、その依頼や誘いをした人について、以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	所属先

依頼や誘いを受けた時期	依頼や誘いを受けた場所
年 月	

依頼や誘いの具体的内容

(6) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

☐ 保有している

☐ 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	外国の国名	金融機関名	保有の理由	残高
①				
②				
③				

(7) 外国に不動産を保有していますか。

☐ 保有している

☐ 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

①	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	
②	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(5) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、その依頼や誘いをした人について、以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	所属先

依頼や誘いを受けた時期	依頼や誘いを受けた場所
年 月	

依頼や誘いの具体的内容

(6) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

☐ 保有している

☐ 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	外国の国名	金融機関名	保有の理由	残高
①				
②				
③				

(7) 外国に不動産を保有していますか。

☐ 保有している

☐ 保有していない

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

①	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	
②	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(8) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	給付・免除の具体的内容
提供期間		提供された理由
年 月～ 年 月		

(9) 外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

☐ 現在保有している

☐ 過去に保有していた

☐ 保有していない

現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日
			年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(8) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	給付・免除の具体的内容
提供期間		提供された理由
年 月～ 年 月		

(9) 外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

☐ 現在保有している

☐ 過去に保有していた

☐ 保有していない

現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日
			年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張を除きます。）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記載してもかまいません。）。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①		年 月～ 年 月	
②		年 月～ 年 月	
③		年 月～ 年 月	
④		年 月～ 年 月	
⑤		年 月～ 年 月	
⑥		年 月～ 年 月	
⑦		年 月～ 年 月	
⑧		年 月～ 年 月	
⑨		年 月～ 年 月	
⑩		年 月～ 年 月	
⑪		年 月～ 年 月	
⑫		年 月～ 年 月	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張を除きます。）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記載してもかまいません。）。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①		年 月～ 年 月	
②		年 月～ 年 月	
③		年 月～ 年 月	
④		年 月～ 年 月	
⑤		年 月～ 年 月	
⑥		年 月～ 年 月	
⑦		年 月～ 年 月	
⑧		年 月～ 年 月	
⑨		年 月～ 年 月	
⑩		年 月～ 年 月	
⑪		年 月～ 年 月	
⑫		年 月～ 年 月	

4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、次ページの5に記載してください。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。



ある



ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。
なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
①		年 月		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	年 月 日			
②	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
		年 月		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	年 月 日			

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。



ある



ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的内容
①	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	
②	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的内容
	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、次ページの5に記載してください。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。



ある



ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。
なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
①		年 月		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	年 月 日			
②	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
		年 月		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	年 月 日			

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。



ある



ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的内容
①	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	
②	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的内容
	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

5 情報の取扱いに係る非違の経歴

業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（訓告、嚴重注意等）を受けたりしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	
②	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

5 情報の取扱いに係る非違の経歴

業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（訓告、嚴重注意等）を受けたりしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	
②	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することがあります。
なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

(1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら、覚醒剤又は薬事法の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を違法に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名		当該行為の具体的内容		行った期間	
				年 月～ 年 月	
当該行為の頻度		当該行為を行った理由			1回の使用量
日・週に 回					

(2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことがありますか。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

物質名		当該行為の具体的内容		行った期間	
				年 月～ 年 月	
当該行為の頻度		当該行為を行った理由			1回の使用量
日・週に 回					

(3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をその直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響による具体的症状	服用期間
		年 月～ 年 月
処方・販売者の名称		処方・販売者の所在地

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することがあります。
なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

(1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら、覚醒剤又は薬事法の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を違法に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

(2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことがありますか。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

物質名	当該行為の具体的内容	行った期間	
		年 月～	年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由		1回の使用量
日・週に 回			

(3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をその直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響による具体的症状	服用期間
		年 月～ 年 月
処方・販売者の名称		処方・販売者の所在地

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

☐ ある ☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名称	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
医師やカウンセラーの氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

☐ ある ☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名称	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
医師やカウンセラーの氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

8 飲酒についての節度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせた
りしたことがありますか。
なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	当該時期	具体的内容
①	年 月	
②	年 月	
③	年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

8 飲酒についての節度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせた
りしたことがありますか。
なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	当該時期	具体的内容
①	年 月	
②	年 月	
③	年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

9 信用状態その他の経済的な状況

- (1) 現在、以下の事項以外の借入れがありますか。
a 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの
b 教育のためのもの
c クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの

☐ ある ☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
	円		年 月	
②	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
	円		年 月	

- (2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。
なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ 現在滞納している ☐ 過去に滞納していた ☐ 滞納していない

現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください。

①	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			
②	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			

9 信用状態その他の経済的な状況

- (1) 現在、以下の事項以外の借入れがありますか。
a 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの
b 教育のためのもの
c クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの

☐ ある ☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
	円		年 月	
②	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
	円		年 月	

- (2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。
なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ 現在滞納している ☐ 過去に滞納していた ☐ 滞納していない

現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください。

①	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			
②	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			

9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
年 月 日	年 月 日	

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的内容とその理由
年 月	

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的内容とその理由
年 月	

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的内容とその理由
年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
年 月 日	年 月 日	

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的内容とその理由
年 月	

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的内容とその理由
年 月	

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的内容とその理由
年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

10 その他適性評価手続のために必要な情報

○ 過去の適性評価の経歴

過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

☐

ある

☐

ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
年 月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

10 その他適性評価手続のために必要な情報

○ 過去の適性評価の経歴

過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

☐

ある

☐

ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
年 月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日 氏名 印
(自署又は記名押印)

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日 氏名 印
(自署又は記名押印)

調査票（適性評価）

1 調査票の記載に当たっての留意事項

_____氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2 の各調査事項について、該当の有無を記載するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載した上で、この調査票に記載した年月日やあなたの氏名等を記載して、この調査票を _____ 省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載の前後を問わず、評価対象者に記載内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票の記載により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、 _____ 省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>
省 局 課
住所
電話

調査票（適性評価）

1 調査票の記載に当たっての留意事項

_____氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2 の各調査事項について、該当の有無を記載するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載した上で、この調査票に記載した年月日やあなたの氏名等を記載して、この調査票を _____ 省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載の前後を問わず、評価対象者に記載内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票の記載により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、 _____ 省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>
省 局 課
住所
電話

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注1）やテロリズム（注2）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	

（注1） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）
- であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注2） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注1）やテロリズム（注2）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。		
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。		
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。		
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。		
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。		

（注1） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
 - ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
 - その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）
- であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注2） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	☐ 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相当な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	

記載年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 所属部署 _____
 役職 _____ 氏名 _____ 印
 電話 _____
 電子メール _____

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。		
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。		
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。		
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。		
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。		
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。		
評価対象者に、自己の資力に照らして不相当な金銭消費がある、又はあったと認められますか。		

記載年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 所属部署 _____
 役職 _____ 氏名 _____ 印
 電話 _____
 電子メール _____

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

(参考)

○特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第 12 条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察官である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第 5 条第 4 項若しくは第 8 条第 1 項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たにを行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第 1 項の規定による通知をした日から 5 年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

- 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第 3 号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第 4 号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子を含む。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（最末に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第 1 項第 3 号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第 2 項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の

(参考)

○特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第 12 条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察官である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第 5 条第 4 項若しくは第 8 条第 1 項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たにを行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第 1 項の規定による通知をした日から 5 年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

- 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第 3 号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第 4 号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子を含む。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（最末に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第 1 項第 3 号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第 2 項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の

団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

別添 9 - 2

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者についての適性評価に関し、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第13条第2項及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の規定により、別表のとおり、その結果を通知します。

【なお、別表に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、適性評価の結果を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

<問合せ先>

省 局 課
住所
電話

（備考）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

別添 9 - 2

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者についての適性評価に関し、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第13条第2項及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の規定により、別表のとおり、その結果を通知します。

【なお、別表に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、適性評価の結果を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

<問合せ先>

省 局 課
住所
電話

（備考）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

別表

ふりがな 氏 名	生年月日	部署（派遣労働者で あるときは、その旨）	結果

＊ 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、評価対象者本人の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

別表

ふりがな 氏 名	生年月日	部署（派遣労働者で あるときは、その旨）	結果

＊ 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、評価対象者本人の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

別添10・11 （略）

別添10・11 （略）